

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬指中地区）を行うことについて平成22年2月2日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市都市経済部土地改良課において平成22年2月16日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成22年2月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀